

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年7月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人障がい者「はあとの会」

(2) 代表者の氏名

高橋 一馬

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区田中西樋ノ口町2番25

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的・身体障害者に対して、障害者の地域生活や地域活動を保障する事業、又、広く一般に対して知的・身体障害者の諸問題に対する社会的理解と啓発を促進する事業を行う事によって、地域の障害者福祉の向上及び増進に寄与する事を目的とする。

2 申請年月日

平成26年6月24日

(文化市民局地域自治推進室)